防教衛第1795号 7. 3. 31

改正

防教衛第6305号 防官文第381号 7.12.2820.1.16 防運衛第8439号 防人計第8894号 15.10.1721.7.24 防運衛第2496号 防人計第8493号 18.3.2722.6.30 防人衛第7512号 防人衛 (事) 第113号 18.7.3128.3.29 防人衛第81号 防人衛 (事) 第2855号 19.1.5令和3年12月8日

長官官房長施設等機関の長各幕僚長 情報本部長 技術研究本部長装備本部長 防衛施設庁長官

事務次官

予防接種等の実施について(通達)

標記について、防衛省職員の健康管理に関する訓令(昭和29年防衛庁訓令第31号。以下「訓令」という。)第21条の規定に基づき、平成7年4月1日から別紙のとおり定められたので周知徹底の上、運用されたい。

なお、予防接種の実施について(通達) (防衛生第5235号。51.12.2 7) は廃止する。

添付書類:別紙「防衛省における予防接種等の実施要領」

防衛省における予防接種等の実施要領

1 目的

この要領は、防衛省職員の健康管理に関する訓令(昭和29年防衛庁訓令第31号。 以下「訓令」という。)第21条第2項の規定に基づき、職員(訓令第1条に規定する 防衛省の職員をいう。以下同じ。)に対する予防接種又は投薬(以下「予防接種等」とい う。)の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において「予防接種」とは、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防する目的で、疾病の予防に有効であることが確認されている免疫原を人体に注射し、 又は接種することをいい、「投薬」とは伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防する目的で医薬品(予防接種に用いられるものを除く。)を投与(治療のための投与を除く。)することをいう。

3 予防接種等を行う疾病

予防接種等を行う疾病は次のとおりとする。

- (1) 急性灰白髓炎
- (2) 風しん
- (3) コレラ
- (4) インフルエンザ
- (5) 日本脳炎
- (6) 狂犬病
- (7) 破傷風
- (8) A型肝炎
- (9) B型肝炎
- (10) 黄熱
- (11) マラリア
- (12) 結核
- (13) 前各号に掲げるもののほか、衛生監の指定する疾病

4 予防接種等の種類

- (1) 予防接種等の種類は次のとおりとする。
 - ア 定期予防接種
 - イ 臨時予防接種
 - ウ 投薬
- (2) 定期予防接種は、定期的に職員の全部又は一部に対して実施するものであり、付表の種類の区分に掲げる疾病の種類に応じ、対象の区分に定める職員について行うもの

とする。

- (3) 臨時予防接種は、次に掲げるものの一に該当するときに職員の全部又は一部に対して実施するものとする。
 - ア 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)第4条第1項又 は第2項の規定により職員若しくは部隊等が国際緊急援助活動等を行う場合、職員 が当該活動等の支援を行う場合又は当該活動等の態勢を整備する場合であって、衛 生監が必要と認めたとき。
 - イ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)第 9条第4項、第13条第2項、第21条第3項又は第27条第1項の規定により職 員若しくは部隊等が国際平和協力業務等を行う場合(同法第13条第2項の規定に より国際平和協力業務を行う場合にあっては、国際平和協力本部から予防接種等の 実施について依頼があった場合に限る。)、職員が当該業務の実施等の支援を行う 場合又は自衛官が国際連合に派遣される場合であって、衛生監が必要と認めたとき。
 - ウ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成21年法律第55号) 第7条第1項の規定により部隊が海賊対処行動をとる場合であって、衛生監が必要 と認めたとき。
 - エ 訓令の規定に基づく職員の健康管理を行う者(以下「健康管理者」という。)が、 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成7年法律第12 2号)第2条第1項の規定により、派遣される職員に対し必要と認めたとき。
 - オ 健康管理者が、海外出張する職員に対し必要と認めたとき (アからウまでのいず れかに該当したときを除く。)。
 - カ 健康管理者が、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条又は結核予防法 (昭和26年法律第96号)第14条の規定により都道府県知事又は市町村長(以下「都道府県知事等」という。)が行う臨時の予防接種又は定期外の予防接種の委 託を受けたとき。
 - キ その他健康管理者が、疾病の発生及びまん延予防上必要と認めたとき。
- (4) 投薬は、前号アからウまでに掲げるもののいずれかに該当する場合で衛生監が投薬を用いることを適当と認めたとき又は同号エ、オ及びキに掲げるもののいずれかに該当する場合で健康管理者が投薬を用いることを適当と認めたときに職員の全部又は一部に対し実施するものとする。
- 5 健康管理者についての注意事項

健康管理者は、次の事項について留意の上予防接種等を実施するものとする。

- (1) あらかじめ普及教育を行い、職員が受けるように指導すること。
- (2) 予防接種等を受ける職員の健康状態の把握のため、予防接種実施時には別記様式第 1に、投薬実施時には別記様式第2に、必要事項を記入させあらかじめ提出させるこ と。なお、投薬について一連のものとして複数回実施される場合には、2回目以降の 提出は省略することができる。
- (3) 前項第3号カに基づく予防接種を実施するときは、あらかじめ都道府県知事等と予防接種を実施するために必要な事項を協議の上、委託者、委託を受けた予防接種の種

類、事故の責任関係、接種費用の支払等を明記した契約書を取り交わすこと。

- (4) 前項第3号キに該当する場合において同号又は前項第4号に基づき予防接種等を実施するときは、必要に応じ、あらかじめその所在地を管轄する都道府県知事等と、予防接種等の対象者、技術的方法等の予防接種等を実施するために必要な事項を協議すること。
- (5) 疾病、休暇、出張又は部外における訓練等のやむを得ない事由で予防接種等を受けられない職員については、必要に応じ、当該事由の消滅後速やかに予防接種等を実施し、又は部外において行われる予防接種等を受けるように指導すること。

6 実施者である医師についての注意事項

予防接種等の実施者は、医師とし、次の事項に留意の上予防接種等を実施するものとする。

- (1) 実施に必要な計画作成、準備及び点検を行い、実施者を補佐する者が必要な場合は、その業務を明確に指示し、万全の注意のもとに適正に実施すること。
- (2) あらかじめ予防接種等を受ける職員の健康状態を問診、診察等により調べ、実施の可否について判定すること。

7 記録

- (1) 健康管理者は、予防接種等を実施するときは、あらかじめ対象者について、別記様式第3により、記録台帳を作成するものとする。
- (2) 健康管理者は、予防接種等の実施について職員ごとに適正に記録し、かつ、保存しなければならない。

8 報告

- (1) 健康管理者は、年度ごとの予防接種等の実施について、別記様式第4により、翌年度の5月末日までに順序を経て防衛大臣に提出するものとする。
- (2) 健康管理者は、予防接種等を受けた職員について重篤又は特異な予防接種後の副反応又は投薬後の副作用(以下「予防接種等の副反応等」という。)が発生した場合は、別記様式第5により速やかに順序を経て防衛大臣に報告するものとする。このうち、第4項第3号カの規定に基づく予防接種にあっては、併せて委託を受けた都道府県知事等に通知するものとする。

9 予防接種済証の交付

健康管理者は、予防接種を受けた職員から予防接種済証の交付を求められたときその 他必要と認めるときは、医師に交付させるものとする。

定期予防接種の種類及び対象

種類	対 象
破傷風	防衛大学校の学生並びに統合幕僚監部、陸上自 衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊及び情報本部の 職員
B型肝炎	防衛医科大学校の学生及び医療従事者

予防接種予診票

米保は犯人しないこと。

# K	開報 (級)	E &	性別	Γ	#) - ₁	
			男・女	*	(年	Я	8生)
今日の予防製器を対 製器に開建しない。	をかますか。 (質問 配前 (に見まします・装備に	ななしません)					,

_ X # # W		234	医器配入器 無
今、体に具合の悪いところがありますか。 異合の悪い症状を悪いてください。()	th nex	
最近1か月以内に何気にかかりましたか。 一貫名(、	,	HI IIIX	
現在、近郊の治療を受けている病気がありますか。 病名()	th not	
これまで豊い何鬼(仏教所、芳義病、肝義病、高血圧、雄素病、竜息等)にか とがありますか。 劣名(total	th out	
いままでに「けいれん」 そ起こしたことがありますか。		the most	
数中食品(卵等)で収度に発送やじんましんが出たり、体の具合が悪くなった りますか。 健康(25#P	Hr rock	
現在、妊娠していますか。 妊娠月数(月)		the next	
1か月以内に予防被機を受けましたか。 予助被徴名()	the nex	
これまでに予助技器モ受けて異合か据くなったことがありますか。 予動装器名()	the nex	
家族に予防被暴を受けて其合か悪くなった人がいますか。 血機関係並びに予防被務名(,	the nex	-
肥粋の記入機 ※ 長見			
製機 (可·不可) 和定面部	E		Ф

使用ワクテン名	50R		東北	編 - 1	5年名		
ワクチン名 ロット 会 号		実施場所 被職率月日 装御室所名	*	я	8	80	

- 前等 1 新機については、医師が配入すること。 2 対定医師名は対定医師と伊福氏師が一致しないときに記入すること。 3 管督日から5年間保管すること。

投薬予診票

米側は記入しないこと。

新 異	施療 (数)	長 名	12	*		奪			
		2 77	5	女	=	C	椞	Я	8生)
投稿を受けますか。 投稿に同望しない型	(投票に同意しま 台(す・投票に同意しませ	6)						,

気 商 事 項		日を報	医施尼人機 茶
今、林に具合の思いところがありますか。 異合の思い症状を答いてください。(,	#U UUL	
量近1か月以内に終策にかかりましたか。 病名()	せい いいえ	
現在、長期の治療モ受けている異気がありますか。 病名()	HO OUT	
これまで重い病気(心疾病、胃疾病、肝疾病、高血圧、循尿病、喘息等)にか とがありますか。 第名(かっだこ)	はい いいえ	
概念、避用中の概がおりますか。 医薬品名()	HIV VIVE	
度、予防接着や食品(節等)で皮膚に発疹やじんをしんが出たり、体の異合が たことがありますか。 程質(悪(なっ)	せい いいえ	
権在、妊娠していますか。 妊娠月数(月)		はい いいえ	
家族に投票を受けて具合が悪くなった人がいますか。 血経験保養びに底面品名()	せい いいえ	
EMORX# Kil			
後蓋(写・不可) 村足医療	2		80

医薬品名、メーカー名等		力した場所	- KA	2	
チーカー名	処方した場所 投票請給年月日 医師名	#	Я	8	ep '

- 使考 1 被機については、医療が記入すること。 2 利定医師名は利定医師と実施した医師が一致しないときに記入すること。 3 投票充了日から5年職保管すること。

予防接種等台帳

番号	所属	階級	氏 名	予防接種名 等及び回数	実 施 年月日	副反応等	備考

- 備考 1 「副反応等」欄には、予防接種等の副反応等のために医療機関を受診したとき に記入する。
 - 2 「備考」欄には接種液等の製造所等を記入する。
 - 3 投薬で投与が長期にわたるものは、「予防接種等名及び回数」欄には、投与方 法及び期間単位の投与 回数を、「実施年月日」欄には投与開始から終了までの 期間を記入する。
 - 4 当台帳は実施完了日から5年間保存する。

予防接種等実施報告(平成 年度)

予防接種等名	職員 <i>0</i> . 区 分	被接種者・ 被投薬者数	副反応等数	備考

- 備考 1 職員の区分の欄には、自衛官、自衛官候補生、学生(防衛大学校又は防衛医科 大学校の学生をいう。)、陸上自衛隊高等工科学校の生徒及び事務官等の別を記 入する。
 - 2 副反応等数とは、予防接種等の副反応等のために医療機関を受診したものの数をいう。

健康管理者名

予防接種等の副反応等報告

息 者	所 真	Carlo September 1	No.	級			氏	名		
息右	性料	V=U10	年	*	*	故	(年	月	日生)
	連絡先	100							_	
夹施右	所 属		R	級		- 00	氏	名		
15111032	1 定期	2	应特	3	投票	Š				
委託の有無	1 あり (「あ	2 だり」の場合		元					2352245	:
予防接種 実施状況	突施日時	(複数回9	足飾され	たとき	は、そ	の回数	及び各	々の事	第日時)	E-Min
	接種液	メーカー	名		100	0	ット番	号	-	
	1500 - 1600	接種部位	Ż			1	表種方法	±	cenne commune	
投票	実施日時	(複数回	と与され:	たとき	は、そ	の回数	及び各	々の事	(施日時)	
*	医薬品(メーカー名	3、投与2	方法等)				-	
既往歷等	ALC: UK. CO.	び予診時の			A H C			-		
	(アレル	ギー、基準	是 获惠、:	KXI 1	БВЫ	Med	87 to 48	W 7 W	1X(4)	
	(アレル		· 人里天	KXI 1	D'BEL	HOT	87 to G	W 7 %	1X(V)	24723
副反応等			· 美子里、1	ext 1	D'AR	HOT	87 IN GR	WY #	1X(4)	own
	家族歷 発生日時						87 SK (SK	WY#	1X(4)	
副反応等	家族歷 発生日時	状・散録・					60 IX G	4 7 <i>x</i>	1X(4)	
期反応等	家族歴 発生日時 概要(経 他の疾病	状・散録・	臨床経済				60 IX G	**************************************	120	
副反応等 の 種 要	家族歴 発生日時 概要(経 他の疾病 1 死亡	状・撤録・ の可能性 割検所界	臨床経済	4 - 15			60 IX G	4 7 <i>x</i>	1X(4)	
副反応等 の 概 要	家族歴 発生日時 概要(証 他の疾病 1 死亡 2 重賞	状・散録・	臨床経済	4 - 15		±)]	入院日		道院日	
副反応等 の 概 要	家族歴 発生日時 概要(証 他の疾病 1 死亡 2 重賞	状・撤録・ の可能性 の可能性 所究 (病院の名	臨床経済	4 - 15		±)]				
副反応等 の 概 要	家族歴 発生日時 概要(証 他の疾病 1 死亡 2 重算 3 入院	状・撤録・ の可能性 所見の名 で発売の名	臨床経済	4 - 15		±)]				
副反応等 の 種 要	家族日 教 を 発 を を を を を を を を を を を を を を を を を	状・撤録・ の可能性 所見の名 で発売の名	臨床経済	4 - 15		≛)]	入院日		退院日	I ,

- 借考 1 米側については、経過観察後の報告(第2報)で差し支えないこと。
 - 2 アラビア数字のある場合は、放当する数字を〇で囲むこと。